



「第4回関西国際空港脱炭素化推進協議会」の開催のお知らせ

関西国際空港においては、航空法等の一部改正(2022年12月施行)により、空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度が創設されたこと等を踏まえ、空港分野における脱炭素社会の実現に向けた取組を一層推進するため、「関西国際空港脱炭素化推進協議会」を組成し、協議を行ってまいりました。

このたび、第4回協議会を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。今回は、5月に行いました中間とりまとめを踏まえ、関西国際空港脱炭素化推進計画案をとりまとめる予定です。

記

第4回関西国際空港脱炭素化推進協議会

日時 2023年9月1日(金)9時30分～11時30分

場所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
ホテル日航関西空港 1階 白鳥の間

※本協議会の設置概要及び構成員等は別紙1・2のとおり

取材要領

- ・会議は対面で行います。
- ・会議は非公開ですが、報道関係者に限り会議の冒頭(議事に入るまで)のみ取材は可能です。
- ・取材を希望される報道関係者は、取材参加申込書により、申込期限までに担当者までご提出願います。

以上

<お問合せ先>

新関西国際空港株式会社

企画部 磯野・奥井

TEL 072-455-4064



関西国際空港脱炭素化推進協議会の概要

▼空港脱炭素化推進計画の作成

航空法等の一部改正により、目的規定に脱炭素化の推進が位置付けられ、空港法においては、空港における脱炭素化の取組の推進が掲げられ、**空港管理者は**、誘導路の改良、空港で使用する電力を供給するための太陽光発電設備の整備等の取組について記載した**空港脱炭素化推進計画を作成し**、国土交通大臣が認定する
(https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku04_hh_000236.html)

▼関西国際空港脱炭素化推進協議会の設置

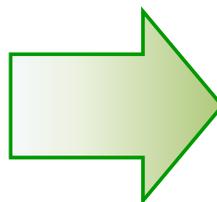
これを受け、関西国際空港においては、様々な空港関係者が温室効果ガスを排出しており、全ての空港関係者が、自らが排出する温室効果ガスを削減するための取組を主体的に検討し、全ての空港関係者が一丸となって脱炭素化の取組を進めていく必要がある。このため、関西国際空港の**空港管理者である新関西国際空港株式会社は、関西国際空港において空港脱炭素化推進協議会を設置し、各空港関係者の取組をとりまとめ、脱炭素化推進計画を作成する。**

▼関西国際空港脱炭素化推進協議会での協議の経過

2023年5月までに3回の協議会を開催し、関西国際空港脱炭素化推進計画（素案）とCO2排出量の削減方針について協議。第3回協議会では、温室効果ガス排出量削減方針について、中間とりまとめを実施。

▼温室効果ガス排出量削減目標（案）

2030年度	2050年度
温室効果ガス 排出量50%削減	温室効果ガス 排出量実質ゼロ



今般開催する協議会において
関西国際空港脱炭素化推進計画案をとりまとめ、
年内の国土交通大臣による認定を目指す。

関西国際空港脱炭素化推進協議会 構成員等

○構成員の氏名又は名称

＜学識経験者＞

田辺 新一 早稲田大学 理工学術院 創造理工学部建築学科 教授

＜空港管理者＞

新関西国際空港株式会社

＜空港運営権者＞

関西エアポート株式会社

＜関係事業者＞

全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、株式会社スターフライヤー、Peach Aviation 株式会社、関西国際空港航空会社運営協議会、関西国際空港ハンドリング4社会、株式会社エイエイエスケータリング、双日ロイヤルインフライトケイタリング株式会社、株式会社エージーピー、財務省大阪税関 関西空港税関支署、国土交通省大阪航空局 関西空港事務所、第五管区海上保安本部 関西空港海上保安航空基地、泉州南消防組合 泉佐野消防署、関西国際空港熱供給株式会社、空港施設株式会社、日本郵便株式会社、関西空港通関協議会、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、岩谷産業株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、関西国際空港リムジンバス等運営協議会、一般社団法人関西国際空港タクシー運営協議会、株式会社こうべ未来都市機構

＜関係地方公共団体＞

大阪府

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第 131 条の 2 の 10 に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項